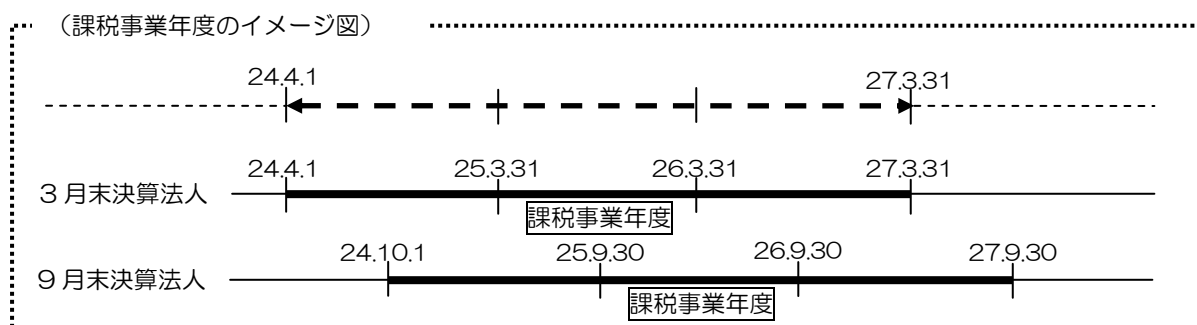


復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書（裏面参照）を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

平成24年4月

国 税 庁

◎ 復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しております。

（掲載場所） 「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」

◎ 復興特別法人税申告書の様式には、別表一、別表二、別表三、別表三付表があります。以下は、書面で提出していただく場合の別表一です。

F B 5 0 1 0			
<p>御注意 復興特別法人税は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から課税されます。また、平成24年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別所得税が課された場合には、この申告書を提出することによりその復興特別所得税の還付を受けることができます。</p>	<p>平成 年 月 日 税務署長殿</p> <p>納税地 (フリガナ) 電話() -</p> <p>法人名 (フリガナ)</p> <p>代表者 代表者住所 代表者印</p> <p>経理責任者 経理責任者住所 経理責任者印</p> <p>旧前税局及び旧法人名等</p>	<p>一連番号</p> <p>※ 連結グループ 整理番号</p> <p>整理番号</p> <p>申告年月日</p> <p>申告区分 庁指定 局指定 指導区分</p> <p>通信日付印 確認印</p> <p>年 月 日</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">別表一 各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書...平成二十四・四二一以後開始課税事業年度分</p>
<p>平成 年 月 日</p> <p>課税標準法人税申告書 ()</p> <p>平成 年 月 日</p>		<p>税理士法第20条の書面提出 <input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出 <input type="checkbox"/></p>	
<p>課税標準法人税額 (15)又は0</p> <p>復興特別法人税額 (1)×10%</p> <p>控除税額 (16)+(18)</p> <p>差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (2)-(3)</p> <p>この申告による還付金額 (20)</p>	<p>この申告が修正申告である場合</p> <p>この申告により納付すべき復興特別法人税額 (14)-(18)若しくは(16)+(18)-(19)-(20)</p>	<p>課税標準法人税額 6</p> <p>控除税額 7</p> <p>復興特別法人税額 8</p> <p>還付金額 9</p> <p>この申告による還付すべき復興特別法人税額 (14)-(18)若しくは(16)+(18)-(19)-(20)</p>	<p>この申告による還付金額 (20)</p>
<p>課税標準法人税額等の計算</p>			
<p>法人税額 (法人税申告書別表一(一)②、別表一(三)②、別表一(二)(一)②、別表一(二)(三)②)</p> <p>法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一(一)③、別表一(二)③、別表一(二)(一)③、別表一(二)(三)③又は別表一(二)(三)④)</p> <p>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の計算 (別表一(二)④、別表一(二)(一)④又は別表一(二)(三)④)</p> <p>基準法人税額 (11)-(12)+(13)</p> <p>課税標準法人税額 (14)又は(14)×-</p>	<p>控除税額 (別表三①①又は①②)</p> <p>復興特別所得税の控除額 (別表二①⑥の③)</p> <p>復興特別所得税の控除額 (別表二①⑥の③)のうち不足分をい金額</p> <p>控除した金額 (3)</p> <p>控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)-(18)</p> <p>残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日</p> <p>還付を交付しようとする金融機関等</p> <p>銀行 本店・支店 郵便局等</p> <p>金庫・組合 出張所 預金</p> <p>農協・漁協 本所・支所</p> <p>口座番号</p> <p>※ 税務署処理欄</p>	<p>外国税額の控除額 (別表三①①又は①②)</p> <p>復興特別所得税の額 (別表二①⑥の③)</p> <p>復興特別所得税の控除額 (別表二①⑥の③)のうち不足分をい金額</p> <p>控除した金額 (3)</p> <p>控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)-(18)</p>	<p>課税標準法人税額 (11)</p> <p>法人税額の特別控除額 (12)</p> <p>課税標準法人税額の計算 (13)</p> <p>基準法人税額 (14)</p> <p>課税標準法人税額 (15)</p>
<p>税理士 署名押印</p>			

◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。